

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 19 日

各	〔 都道府県 指定都市 中核市 〕	障害保健福祉主管部（局）	御中
		児童福祉主管部（局）	御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等の廃止について

新型コロナウイルス感染症の医療提供体制や各種公費支援等については、「新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和 6 年 3 月 5 日付け事務連絡）（※）でお示ししたとおり、本年 3 月末をもって、各種公費支援等を終了し、本年 4 月以降は、通常の医療提供体制へ移行することとされています。

また、新型コロナウイルス感染症については、令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されたところ、それを受け、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、別記記載の事務連絡のとおりお示ししていたところです。

今般、これらの事務連絡について、令和 6 年 4 月 1 日付けで全て廃止することといたしましたので、この取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、障害福祉サービス事業所等に対し周知をお願いします。

なお、引き続き、施設・事業所においてはこれまで示してきた必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供いただくとともに、今般の取扱いに対応するために施設・事業所において管理運営の変更が必要となる場合には適切な期間を確保した上での変更・報酬算定が可能となるよう（例えば、翌月には通常の管理運営へ変更可能である場合には、ひと月程度は別記記載の事務連絡の取扱いを可能とする等）、助言・指導をお願いします。

※<https://www.mhlw.go.jp/content/001219079.pdf>

令和6年4月1日付けで廃止となる事務連絡は以下のとおり。

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」について」（令和5年4月28日付事務連絡）
- ② 「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和5年5月29日版）」（令和5年5月29日付こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

（御参考）

厚生労働省ホームページ（障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 28 日

各	$\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$	障害保健福祉主管部（局）	御中
		児童福祉主管部（局）	御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、

- ① 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡」という。）
- ② 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和 2 年 2 月 20 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「就労継続支援事業の取扱い事務連絡」という。）
- ③ 「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係る Q & A について（令和 3 年 9 月 22 日版）」（令和 3 年 9 月 22 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「障害児通所支援に係る Q & A 事務連絡」という。）

等でお示ししているところです。

※ これまでの臨時的な取扱い等については、厚生労働省ホームページを御参照ください。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の位

置づけの変更（令和5年5月8日以降）に伴い、上記①～③でお示ししている臨時的な取扱いについて別紙のとおり取扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、障害福祉サービス事業所等に対し周知をお願いします。

なお、障害福祉サービス事業の適切な運営のため、「当面の間継続」又は「一定の要件のもとで当面の間継続」とする臨時的取扱いの運用は、新型コロナ感染者等の発生やサービスの継続に必要な感染対策の実施等により通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限るよう留意ください。

引き続き、施設・事業所においてはこれまで示してきた必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供いただくとともに、今般の取扱いに対応するために施設・事業所において管理運営の変更が必要となる場合には適切な期間を確保した上での変更・報酬算定が可能となるよう、助言・指導をお願いします。

また、令和5年度における就労系サービスの基本報酬に係る実績の取扱いについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等において既にお示ししていることを申し添えます。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
1	ワクチン接種関係	当面の間継続	利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱いが可能 また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱いが可能 【令和3年4月22日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第12報)～令和3年7月2日付け事務連絡(第15報)】	利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱いが可能 また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱いが可能 (取扱いの変更なし)
2	共通	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能(体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能) 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問6】	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能(体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能) ※なお、当該特例は、職員が感染者又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)となった場合に限る。
3	共通	一定の要件のもと当面の間継続	休業等により、利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用児が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問5】	事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 ※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
4	共通	一定の要件のもと当面の間継続	各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、電話、メール、テレビ会議等の活用などにより算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問12、25、26、27】	各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、テレビ会議の活用により算定可能
5	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護、同行援護及び行動援護について、感染リスクを下げるため訪問時間を短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問8】	臨時的な取扱いの終了
6	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	上記と同様の場合、重度訪問介護については、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求が可能であり、サービス提供時間が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問8】	臨時的な取扱いの終了

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
7	訪問系サービス	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合、当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者（ボランティア等で一定の介護経験のある者を含む。）であり、サービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事可能 ※基本的には、相談支援事業所等が調整の上、有資格者の派遣が可能な訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましい。 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報）問9、13】	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合については、<u>他の事業所等で障害者等への支援に従事したことがあり、当該支援の提供に支障がないと市町村が認める者であれば従事可能</u> ※基本的には、相談支援事業所等が調整の上、有資格者の派遣が可能な訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましい。
8	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護の30分未満の家事援助について、外出自粛要請等の影響で、家事援助に時間を要して30分を大きく超えた場合、利用者の同意が得られ、相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図った上で、市町村が必要と認めたときは、実際に要した時間の単位数を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報）問10】	臨時的な取扱いの終了
9	訪問系サービス	当面の間継続	居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能 【条件】 演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習（アクティブラーニング）の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。 ①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。 ②演習では、グループ（受講生同士）によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を採用すること。 ③演習では、講師による受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。 ④演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限の人数を単位とすること。 ⑤担当する講師または事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。）。 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報）問11】	居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能 【条件】 演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習（アクティブラーニング）の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。 ①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。 ②演習では、グループ（受講生同士）によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を採用すること。 ③演習では、講師による受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。 ④演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限の人数を単位とすること。 ⑤担当する講師または事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。）。 （取扱いの変更なし）

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
10	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	同行援護等について、感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービス等他の手段で代替できない場合は、ヘルパーが単独で買い物代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とすることが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問14】	臨時的な取扱いの終了
11	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護等について、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加等により、概ね2時間以上の間隔がなくサービス提供を行った場合も報酬算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問15】	臨時的な取扱いの終了
12	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	熟練した重度訪問介護従業者の同行支援について、新型コロナウイルス感染症の影響による業務量の増加等により新人の従業者が増えている場合は、障害支援区分6の重度訪問介護利用者1人につき3人を超える従業者を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問16】	臨時的な取扱いの終了
13	通所サービス	臨時的な取扱いの終了	送迎加算について、利用者が通所事業所へ通うことを控えているため、一時的に利用者数の要件(1回の送迎につき平均10人以上の利用等)を満たさなくなった場合であっても、加算を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問7】	臨時的な取扱いの終了
14	通所サービス	臨時的な取扱いの終了	生活介護について、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも短時間利用減算を適用しない取扱いが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問17】	臨時的な取扱いの終了
15	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	賃金の支払いについて、新型コロナウイルスへの対応等により、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付費を充てることが可能 【令和2年2月20日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第1報)】	臨時的な取扱いの終了
16	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	都道府県等が認める場合には、経営改善計画の策定の猶予等が可能 【令和2年3月2日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第2報)】	臨時的な取扱いの終了
17	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	工賃の支払いについて、新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、自立支援給付費を充てることが可能 【令和2年3月2日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第2報)】	臨時的な取扱いの終了

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
18	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	対面での支援を避けることがやむを得ない場合であって、テレビ電話装置等を用いた方法による支援環境が整っていない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能 【令和2年3月9日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第3報)記1、令和3年4月23日付事務連絡(第9報)記(2)】	臨時的な取扱いの終了
19	入所系サービス	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問18】	新型コロナウイルス感染者が発生した場合又は又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)が発生した場合において、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能
20	入所系サービス	当面の間継続	障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、①健康観察や健康管理など、医師との連携体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、②退所後の生活に係る相談援助の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定可能 【令和3年2月22日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第9報) 問1～問4】	障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、①健康観察や健康管理など、医師との連携体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、②退所後の生活に係る相談援助の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定可能 (取扱いの変更なし)
21	共同生活援助	一定の要件のもと当面の間継続	グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が休業した場合において、グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算(Ⅱ)の算定が可能 他方、グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所の職員が、グループホームへの訪問等によりできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、障害福祉サービス事業所に対し、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の算定が可能。 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問19】	グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が、当該事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合、グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算(Ⅱ)の算定が可能 ※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
22	共同生活援助	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問や電話等による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問20】	新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能
23	共同生活援助	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能 ※ 上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問21】	新型コロナウイルス感染者が発生した場合又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)が発生した場合において、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能 ※ 上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様
24	相談支援	臨時的な取扱いの終了	新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合、継続サービス利用支援費として算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問23、24】	臨時的な取扱いの終了

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
25	相談支援	臨時的な取扱いの終了	サービス利用支援におけるアセスメントや継続サービス利用支援における居宅等への訪問について、電話や文書等の照会によって行うことが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問28】	臨時的な取扱いの終了
26	地域移行支援	臨時的な取扱いの終了	地域移行支援及び自立生活援助については、毎月最低2回の利用者への対面又は訪問による支援が報酬の算定要件となっているが、最低2回以上の電話等による支援を行った場合も報酬の算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問22】	臨時的な取扱いの終了
27	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	学校等が臨時休業をしている場合に、学校休業日の単価の適用が可能(分散登校等の場合も適用可能であるなど、通常より柔軟な適用が可能) 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q20】	臨時的な取扱いの終了
28	障害児サービス	一定の要件のもと当面の間継続	放課後等デイサービスについて、居宅への訪問や電話に加え、メールやLINEによるやりとりでも、通常と同額の報酬算定が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q8、Q9】	放課後等デイサービスについて、事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 <u>※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定</u> ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
29	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	家庭連携加算については、電話等による実施が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q4】	臨時的な取扱いの終了
30	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	報酬算定に当たって事前の届け出が必要な加算(延長支援加算等)について、本来必要な届出を事後的に行うことが可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡 Q19】	臨時的な取扱いの終了
31	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	強度行動障害児支援加算等について、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、算定要件となる職員が不在のときに算定要件でない職員が行った支援について、その後の記録等を算定要件となる職員が確認し、必要な指示等を行った場合に算定が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡 Q5】	臨時的な取扱いの終了
32	移動支援事業	臨時的な取扱いの終了	移動支援事業による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱うことが可能 【令和2年3月13日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡】	臨時的な取扱いの終了